

この対応フローは一例です。各市町村の実態に応じてご対応ください。

次の様式を県教育委員会へ適宜提出する
・様式②(発生報告書)
・様式④(調査開始報告書)
・様式⑤(調査報告書)
※再調査が開始される場合
・様式⑥(再調査開始報告書)

市町村立学校

重大事態発生

県様式 1
(発生報告書)

〔調査前〕

児童
生徒
保護者

説明

市町村教育委員会

〔発生報告〕 (第30条第1項)
〔調査主体の判断〕 (第28条第1項)

県様式 2
(発生報告書)

市町村長へ
〔発生報告〕

県様式 3
(学校主体決定通知)

重大事態調査を実施

教育委員会主体

〔調査前〕

児童
生徒
保護者

説明
意向

学校が調査の主体

学校いじめ防止対策組織
+ 外部専門家 (第22条)

教育委員会が調査の主体

教育委員会の附属機関
(第14条第3項)

県様式 4 (調査開始報告書)

調査終了

〔調査後〕

児童
生徒
保護者
(第28条第2項)

報告
意見

県様式 5
(調査報告書)

市町村教育委員会

〔調査結果の報告〕 (第30条第1項)

県様式 5
(調査報告書)

市町村長へ
〔結果報告〕

市町村長による再調査の必要性の有無 (第30条第2項)

県様式 6
(再調査開始報告書)

無

〔再調査後〕

児童
生徒
保護者
(第28条第2項)

報告

いじめ重大事態の再調査を実施 (市町村)

調査終了

議会へ報告〔地方公共団体の長等による必要な措置〕
(第30条第5項)